

「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」及び「債務の株式化に係る独占禁止法第11条の規定による認可についての考え方」の改定案についての意見の概要及びそれに対する考え方

No	該当箇所	意見の概要	意見に対する考え方
1	11条ガイドライン第1の2 (1)及び債務の株式化ガイドライン3(1)	<p>「金銭債権を有する銀行等及び銀行等以外の第三者が関与して策定した合理的な経営改善計画を実施している会社」について、「金銭債権を有する」がどこまでかかっているのか「銀行」だけなのか「銀行等以外の第三者」までなのか、明確にしてほしい。</p> <p>改正案で認可対象へ追加予定の「金銭債権を有する銀行等及び銀行等以外の第三者が関与して策定した合理的な経営改善計画を実施している会社」とは、具体的にどのような会社なのか、例示してほしい。(個人)</p>	<p>両ガイドライン改定案で引用している銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)第17条の2第6項第9号においては、「金銭債権を有する」は「銀行等」のみにかかっていることが条文上明確であり、両ガイドラインの改定案を修正する必要はないと考えています。</p> <p>例えば、新型コロナウイルス感染症等の影響により、早い段階から経営改善・事業再生支援を必要とする会社を想定しています。</p>
2	その他	<p>5%ルールを導入してから日本の会社は、勢いが悪いように思うが、5%ルールは必要なのか。5%ルールを撤廃したら良いのではないか。(匿名)</p>	<p>独占禁止法において、銀行等が会社の議決権を総株主の議決権の5%を超えて保有等することを規制している趣旨は、銀行等による事業支配力の過度の集中等を防止することであり、公正かつ自由な競争を促進する観点から、当該保有等による事業支配力増大の有無、株式発行会社の属する市場における競争上の問題の発生のおそれの有無等について、認可制度を通じて審査される必要があると考えられます。</p> <p>なお、独占禁止法に上記の規制が最初に導入されたのは、昭和22年の同法制定時です。</p>